



整理番号	
------	--

1. 各筆明細

(捨印)

借り手 権利の設定を受ける者(A)		氏名又は名称 安中 太郎			住所 〒379-0000 安中市安中0000		電話番号 000-000-0000		同意欄 ※自署又は押印		Ⓡ					
貸し手 権利を設定する者(B)		氏名又は名称 公益財団法人 群馬県農業公社 理事長 横室 光良			住所 〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2		電話番号 027-251-1220		同意欄 ※自署又は押印							
権利対象の土地 (C)				地権者	(B) に設定する 権利の内容 (D)	(B) から転貸される 権利の内容 (E)	耕作者			(D) 及び (E) の共通事項 (F)			借賃の 支払方法 (G)	(C) の地域 計画区域 内外の状況 (H)	(E) の権利 設定状況 (再設定) (I)	備考
所在			現況	面積	中間管理権を 設定する者	転貸を 受ける者	始期	存続期間 (終期)	期間 (年)	権利の 種類	用途 (J)	借賃 (円)				
大字	字	地番	地目	(㎡)												
安中		123-0	田	2,000	松井田 花子	安中 太郎			10	使用貸借権	水稻					
松井田		456-△	畑	1,000	松井田 花子	安中 太郎			10	賃借権	普通畑	現金20,000円	物納			現金直接払の 場合
松井田		789-□	畑	3,000	松井田 花子	安中 太郎			10	賃借権	普通畑	20,000円	12月口座			公社振込払の 場合
													有料で貸借する場合			

申請時期によって始期が異なりますので、契約年数を期間（年）の欄に明記して頂ければ、始期、存続期間（終期）についてはこちらで補記可能ですので空白で構いません。

2. 借り手（耕作者）の営農状況（記載を省略する場合は右記省略理由に☑️チェックを入れてください）

(H)により記載を省略。 (I)により記載を省略。 **※太枠は、関係機関の記入欄。**

氏名 又は名称	(A)と同様	(A) の農作業に従事する者の配置の状況及び 耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(K)			主たる 経営作目(L)	世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(M)				150日以上は必須です	※太枠は、関係機関の記入欄。				
今回利用権設定面積(J)	安中市	耕作者氏名	住所等	耕作面積(㎡)	米	世帯員	農業従事者		雇用労働力 年間延日数	主な家畜の飼育状況(N)	農業従事日数	200	日		
田	3,000㎡	(A)と同様	(A)と同様	農地 50,000㎡		○人	△人	農業専従者 ※年間150日以上農業に従事	200日	所有予定やレンタルしているものでも可	主な農機具の保有状況(O)				
畑		(A)と同様	(A)と同様	採草放牧地 ㎡							種類	数量			
その他				農地 ㎡							乳牛	頭	トラクター	○	台
計	3,000㎡			採草放牧地 ㎡							豚	頭	コンバイン	○	台
				計 50,000㎡	その他 ()							田植え機	○	台	
						□人	農業補助者 ※年間60日以上149日以下農業に従事			軽トラック	○	台			

(記載注意等)
 (1) この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別業とする。
 (2) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、○○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる 図面を添付するものとする。
 (3) (F) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載し、「利用内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的(例：水田、普通畑、樹園地、農業用施設用地)を記載する。「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。物納の場合には、(F) 欄の「権利の種類」に「賃借権」、「借賃」に「米○○kg」又は「現金○○円」と記載する。
 (4) (G) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限(12月)と支払方法(口座)を記載する。物納の場合は、(G) 欄の「借賃の支払方法」に物納と記載する。
 (5) (H) 欄の「(C) の地域計画区域内外の状況」は、目標地図において、(C) に(A) が位置づけられている場合は、(内)、(C) に事後的に(A) を位置付ける見込みの場合は(内・予)、(C) が地域計画区域外の場合は(外)と記載する。
 (6) (I) 欄の「(E) の権利設定状況(再設定)」は、中間管理事業により期間が空かず継続して権利設定する場合又は、中間管理事業により、期間が空いて再度権利設定する場合は(再)と記載する。その他の場合は(一)を記載する。
 (7) 2. 借り手(耕作者)の営農状況の記載を省略する場合は該当する省略理由に☑️チェックを入れる。(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)第12条3項)

世帯員以外で雇用している人がいる場合は記入してください。
 (「年間100日働く人」を「2人」雇用している場合の記入例)

- (1) 物納は主食用米または現金による直接支払いとする。
- (2) 物納の引き渡しについては、権利を設定する者(公益財団法人群馬県農業公社)を介せず転貸を受ける者(農地耕作者)自らの責任により、毎年12月12日までに直接、中間管理権を設定する者(土地所有者)に対して行う。
- (3) 物納による紛争が生じた場合は、当事者となる中間管理権を設定する者(土地所有者)と転貸を受ける者(農地耕作者)が責任をもって協議し解決する。
- (4) 転貸を受ける者(農地耕作者)とやむを得ず権利を解除する場合は、中間管理権を設定する者(土地所有者)との権利も解除する。